

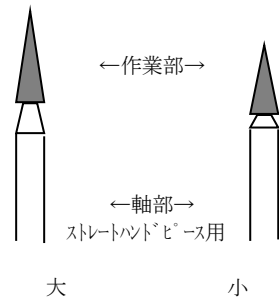
歯科材料 9 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 (70902000)

## サーフェイサー

### 【形状・構造及び原理等】

形状

・2種=大、小



材質

作業部 : ダイヤモンド砥粒 (電着)  
軸部 : 鉄鋼

### 【使用目的又は効果】

ダイヤモンド研削材で、歯科補綴物、模型等の研削、研磨に用いる。

### 【使用方法等】

本材をハンドピース、歯科技工用回転機器及び歯科用駆動装置に装着し、回転させる。作業部を被研削・研磨物に接触させ、研削・研磨を行う。

(最高許容回転数：40,000 r. p. m.)

### 【使用上の注意】

#### 1) 使用注意

- ① 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- ② 本書に記載の最高許容回転数を超えて使用しないこと。
- ③ 使用前・後の注意：使用前、使用後に点検を行い、汚染がある場合は除去すること。
- ④ 損傷、ひび割れ、変形(軸部のキズ、曲がり等)がある場合は使用を中止すること。

#### 2) 重要な基本的注意

- ① 使用前、使用後の点検：使用前、使用後に破損、変形、ひび、キズ、変色、腐食、曲がり等の異常が無いか確認すること。これらがある場合は、使用を中止すること。
- ② 二次加工の禁止：破損等の原因になるので、曲げ、切削、打刻等(改造)は行わないこと。
- ③ 口腔内で使用しないこと。また感染の恐れのある被研磨物を研削研磨した場合には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去したあと、オートクレーブによる滅菌、もしくは薬剤による消毒をすること。
- ④ 本品を使用する際には、目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用すること。
- ⑤ 本品を使用する際には、切削粉による人体への影響を避けるため、保護カバー、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、切削粉の飛散防止と吸入しないこと。

- ⑥ 整備点検された歯科用、及び歯科技工用ハンドピース等のうち、回転数を指定回転数以下で安定して使用できるものを回転駆動装置として使用すること。
- ⑦ 使用する装置器械の製造業者(製造販売業者)の指定に従って、軸を、振れ、ガタつき、緩み等が無いように軸長の2/3以上確実にチャッキングさせること。
- ⑧ 目的外使用の禁止：【使用目的又は効果】に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑨ 本品は、歯科医療有資格者以外の人は使用しないこと。

### 【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- ・湿気、腐食性薬剤及びその蒸気への暴露をさけること。
- ・外圧(物理的負荷)及び汚染を避けて保管・管理すること。
- ・歯科医療従事者以外の人が触れないように適切に保管・管理すること。

### 【包装】

1本入、3本入、 2本入(アソート)

※種類、形状等については予告なく変更することがあります。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売元 株式会社マシンツール中央  
住所 〒663-8241 西宮市津門大塚町7-5  
電話番号：0798-37-0270  
FAX：0798-37-0230  
WEB：http://www.mt-chuo.jp